

[事案 29-261] 手術給付金相当額支払請求

・平成 30 年 9 月 20 日 裁定不調

<事案の概要>

募集人の不適切な助言により、本来受領できたはずの手術給付金が受領できなかったとして、同給付金相当額の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 5 年 4 月に契約した終身保険について、2 回目の手術給付金を請求したところ、既に同給付金が支払われた 1 回目の同種手術から 60 日が経過していないとして支払われなかったが、以下の理由により、手術給付金相当額を支払ってほしい。

- (1) 1 回目の手術給付金の請求書を記入する際、募集人に対して 3 か月以内に 2 回目の手術を受ける予定であることを伝えたとうえで、2 回目の給付金請求に関する留意点はないか尋ねたところ、特段留意すべき点はないとの返答があった。
- (2) 募集人が、約款上、同種手術の手術給付金については 60 日間に 1 回の給付を限度とされている（以下、「60 日条項」という。）ことを説明していれば、2 回目の手術は遅らせることが可能であった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人から 3 か月以内に 2 回目の手術を受ける予定であることを聞いていない。また、申立人からの質問は、手術給付金の請求を 2 回分まとめて行うべきか、個別に行うべきか、というものであった。
- (2) 募集人は、1 回目の手術から 60 日を超えて手術をしても申立人の健康に問題が生じないと判断して、2 回目の手術日について助言するまでの義務は負っていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、1 回目の手術についての手術給付金請求書の作成時の状況等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人による不適切な助言があったとは認められず、募集人が申立人に対して両手術に 60 日条項が適用されることを教える義務があったとは認められないが、募集人が 60 日条項の存在および同条項が両手術に適用されることを認識していたならば、申立人から質問を受けた際に同条項に言及する等の対応をすることも可能であったと考えられることから、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人が和解案を受諾しなかったため、手続を終了した。